

年末調整の準備資料について

今年も年末調整の季節となり、税務署から事業所に年末調整関係書類も届いていることだと思います。令和元年の年末調整について昨年と変更点はありませんが、令和2年の年末調整が大きく変わるためその準備資料（令和2年分扶養控除等申告書の様式）も変更となっております。また令和2年分からの年末調整手続きの電子化に向けた取り組みも始まります。（詳しくは年末調整のしおりの5,6頁を参考にしてください）

年末調整の封筒の中の必要準備書類

1. 扶養控除等（異動）申告書（令和2年分1枚）
2. 保険料控除申告書 ※各申告書は必要な人数分をコピーしてください
3. 配偶者控除申告書

1. 令和2年分扶養控除等（異動）申告書

この書類は甲欄で源泉所得税の計算を行う方の記入作成が必要となります。別紙の記載例を参考に記入をお願いします。中段は源泉控除対象配偶者または扶養する親族（16歳以上）などがいる場合に記入をします。下段は16歳未満の扶養親族がおられる方は記入をお願いします。その下に今回から単身児童扶養者欄が新設されていますので、該当する方は記入をお願いします。

2. 保険料控除申告書

本年中（令和元年）に、あなた自身が支払った保険料がある場合に記入をします。

記入した保険料については、保険会社が発行する「証明書」を添付してください。

また給与から控除される社会保険料以外に国民健康保険や国民年金保険を支払われている方、小規模企業共済などの掛金を支払われている方についてもその記入をしていただきます。小規模企業共済や確定拠出年金についても控除証明書の提出を忘れないようにしてください。

3. 配偶者控除等申告書

控除の対象となる配偶者がおられる方はこの申告書の提出が必要です。この申告書については、

- ・控除対象となる配偶者がいない方
- ・本人の給与年収が1,220万円を超えている方
- ・配偶者の給与年収が201万6,000円以上（所得が123万円以上）

のいずれかに該当する方は作成の必要はありません。

記入の順序は、自分の氏名・住所、配偶者の氏名・生年月日等必要事項を記入したら、「あなたの合計所得金額（見積額）欄」→「あなたの本年中の合計所得金額の見積額欄」→「配偶者の合計所得金額（見積額）欄」→その上の見積額の判定欄にチェックをしていただき、下段の所得額の計算欄で区分Ⅰと区分Ⅱから算定して、配偶者控除もしくは配偶者特別控除の額を記入してください。

○前年以前に住宅ローン控除の確定申告をされた方で、年末調整にて住宅ローン控除を受ける方は、

- ・ 税務署が発行する平成 31 年分の 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」
- ・ 借入をしている金融機関が発行する 「住宅資金に係る借入金の年末残高証明書」

の添付をお願いいたします

○今年中途入社された方へ

会社に中途入社された方で、本年中に他の会社からの給与収入があった方は、前の会社の源泉徴収票を提出してください。提出が無い場合には年末調整の計算ができませんので、自分で確定申告により精算を行っていただくことになります

なお医療費控除、寄付金控除、初年度分の住宅ローン控除については年末調整でなく確定申告が必要ですので、対象の方がいる場合には当事務所までお知らせください。

今年の年末調整は前年以前と変わりはありませんが、令和 2 年分から適用される源泉所得税に関する改正事項は以下のものがあります。

- ・ 給与所得控除の改正
- ・ 基礎控除の改正
- ・ 所得金額調整額の創設
- ・ 各所得控除等を受けるために扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
- ・ 住宅借入金等特別控除額の改正

最後に、

年末調整は本年の最後に支給する給与をもとに行うことになっており、その給与の支給時に精算する会社、翌年の給与支払時に精算する会社とその時期は様々です。ただし税務署には年末調整で発生する税額を翌年の 1 月 10 日（納期特例申請の場合には 1 月 20 日）に納付しなければなりませんので、できるだけ 12 月中にその計算を終えておきたいと考えております。そのため年末調整の準備資料及び各控除証明書類についても早めに提出をしていただくため、会社はそれぞれの従業員の方から早めに年末調整関係資料をお預かりしていただきますようお願いいたします。

[参考] 単身児童扶養者とは

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母である方
- ・ 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方
- ・ 児童扶養手当の対象児童の総所得金額等の合計額が 48 万円以下の 3 つの要件をすべて満たしている方をいいます。